

**こども福祉医療センター新施設の整備に係る
事業者公募要項**

平成23年2月

茨城県保健福祉部障害福祉課

目次

1	新施設整備及び公募の趣旨	2 ページ
2	施設内容等の条件	2 ページ
3	建設予定地	5 ページ
4	土地の売却について	7 ページ
5	応募者の資格	8 ページ
6	県の支援等	8 ページ
7	県の関与等	9 ページ
8	事業予定者の選定	9 ページ
9	土地譲渡契約の方法及び条件	10 ページ
10	本件土地利用上の条件等	10 ページ
11	応募の手続き等	10 ページ

1 新施設整備及び公募の趣旨

肢体不自由児施設である「県立こども福祉医療センター（昭和 36 年 1 月開設）（以下「現施設」という。）は、施設の老朽化や入所児の減少、外来診療・外来機能訓練ニーズの増加、対象とする児童の障害の重症化（重症心身障害児の増加など）等、施設を取り巻く状況が変化しております。

このようなことから、県では、平成 21 年度に「県立こども福祉医療センター整備検討委員会(委員長：山口巖県総合健診協会会長)」を設置し、新たな施設の整備に係る検討を行った結果、委員会から「県立こども福祉医療センター整備検討委員会報告書（平成 22 年 2 月 23 日）」による提言を受けました。

この提言の趣旨やセンター利用者のご意見等を踏まえ、新施設の整備運営は、県内唯一の肢体不自由児施設の機能を強化し、サービスの充実を図るため、「社会福祉法人が重症心身障害児施設と一体的に整備運営する肢体不自由児施設（民立民営）に対し、県が機能を充実・強化するための財政支援や政策的な事業の委託などによって責任を持って関わっていく方式」により、旧水戸産業技術専門学院跡地（以下「産技専跡地」という。）において行うこととしました。

新施設は、現施設の機能を発展的に引き継ぐ施設として、県が関与・支援を行いながら県内唯一の肢体不自由児施設の機能を充実させるとともに、入所待機者が 60 名を超え、急性期病院のNICUの後方支援という観点からも整備の緊急性が高い重症心身障害児施設を併設することにより、将来にわたって、質の高い医療福祉サービスを提供する必要があります。そして、県内の障害児や保護者の方々等にとって安心して頼れる施設として、県内の医療機関や福祉施設等の指導育成についても中心的役割を果たす必要があります。

このような施設機能の充実を図り、将来にわたって安定的に、優れた施設運営が可能な事業者を選定するため、新施設の整備運営計画を提案していただくプロポーザル方式により、事業者を公募するものです。

2 施設内容等の条件

(1) 公募施設及び規模

新施設は、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を一体的に整備し、利用者サービスの充実を図ることとします。

施設種別等	規模等
肢体不自由児施設 (児童福祉法第 43 条の 3)	・入所定員 35 名以上 (うち母子入所を 5 名以上確保する。)
重症心身障害児施設 (児童福祉法第 43 条の 4)	・入所定員 60 名以上
在宅支援サービス (障害者自立支援法第 5 条 8 項, 地域生活支援事業実施要綱)	・短期入所事業 10 名以上 ・日中一時支援事業 10 名以上

(2) 新施設の開設予定時期

平成25年3月

(想定される整備スケジュール)

- ・平成23年3月 : 事業者の決定, 国庫補助協議
- ・平成23年4月～25年3月 : 土地譲渡契約, 設計協議, 施設整備, 業務引継
- ・平成25年3月 : 新施設開設

(3) 施設機能・運営の条件

新施設の整備運営に当たっては、「県立こども福祉医療センター整備検討委員会報告書(平成22年2月23日)」の趣旨を最大限尊重するものとします。

なお、報告書は県のホームページに掲載しています。

→ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm>

新施設は、県が施設の整備・運営の両面にわたり関与・支援を行うことを前提としておりますので、事業予定者は、施設の設計、運営方法等について県と十分協議を行い、県の承認を得るものとします。

なお、提出していただいた事業計画を確実に履行していただくために、県と事業予定者との間で基本協定を締結します。

① 基本的事項

ア. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、医療法(昭和23年法律第205号)、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、その他の諸法令及び施設の運営等に関する県の指導等を遵守して運営すること。

イ. 現施設の後継施設として現行機能を堅持することに加え、重症心身障害児施設の併設や新たな機能を付加し、サービスの充実を図ること。

ウ. 堅実、透明で模範的な施設運営に心がけ、利用者・保護者・地域住民等からの信頼や期待に応えるよう努めること。

エ. 施設運営に関して利用者等の声を反映させるため、利用者等の意見や相談を受け付ける体制を整えること。

オ. 医師等の教育研修施設として、手術やリハビリテーションなど診療機能の充実・強化を図ること。

カ. 水戸養護学校、こども病院、医療大学付属病院等関係機関との連携・協力関係の強化に努めること。特に、隣接する水戸養護学校との連携については、現在の協力関係が維持・発展できるよう、最大限配慮すること。

キ. 新施設が備えるべき具体的機能は、下記の【新施設が備えるべき機能一覧表】のとおり。また、一覧表に記載されていない機能については、県と別途協議すること。

【新施設が備えるべき機能一覧表】

機能区分	施設区分	内 容								
現行機能	肢体不自由児施設	<p>(ア)単独入所，母子入所及び外来患者に対する整形外科的治療（手術機能含む。），小児科的治療，理学療法・作業療法，言語聴覚療法による機能訓練</p> <p>(イ)発達障害児の診断等</p> <p>(ウ)入所児の生活並びに育成指導(学齢児童は，水戸養護学校への通学又は施設内教室（教育スペースを確保）により教育を確保)</p> <p>(エ)入所中の年少児(幼児)の保育</p> <p>(オ)障害福祉サービス短期入所事業及び日中一時支援事業</p> <p>(カ)保険入院</p> <p>(キ)地域支援事業（地域療育等支援事業：専門的な療育相談，療育指導，療育施設等への支援）</p> <p>(ク)看護，機能訓練，保育等の実習生等の受け入れ</p> <p>(ケ)医師の教育研修施設としての機能</p> <p>(コ)小児リハ推進支援センターとしての機能</p> <p>(サ)医師，理学療法士等による学校への専門的助言（訪問指導）</p> <p>(シ)学校における療育等に関する研修会・連絡会議の開催</p> <p>(ス)利用者等からの意見や要望等を受け付ける窓口の設置</p> <p>(セ)その他現施設で行っている事業等</p>								
新たに付加すべき機能	<p>肢体不自由児施設</p> <p>重症心身障害児施設</p> <p>両施設共通</p>	<p>(ア)理学療法士等の増員や訓練時間の延長等による機能訓練の充実（訓練総枠(コマ数)を現在の2倍を目標として充実を図る。）</p> <p>【現施設の H21 年度実績】</p> <p>・年度コマ数</p> <table border="1" data-bbox="651 1305 1374 1395"> <thead> <tr> <th>理学療法</th> <th>作業療法</th> <th>言語聴覚療法</th> <th>総コマ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,934</td> <td>5,333</td> <td>2,581</td> <td>15,848</td> </tr> </tbody> </table> <p>・訓練時間 9:00～16:30（8コマ）（土日休日除く。）</p> <p>※1コマは1人あたり40分の訓練時間</p> <p>(イ)在宅障害児への支援の充実を図るための家庭等への訪問リハビリテーションの実施</p> <p>(ウ)水戸養護学校の往来についての安全性・利便性の確保</p> <p>(ア)入所児及び外来患者に対する小児科的治療，理学療法・作業療法，言語聴覚療法による機能訓練</p> <p>(イ)障害福祉サービス短期入所事業及び日中一時支援事業</p> <p>(ウ)NICUの後方支援機能</p> <p>(エ)教育スペースの確保</p> <p>(ア)内科その他の新たな診療科目の設置等による18才以上の診療・機能訓練の充実</p> <p>(イ)休日・夜間診療における対応</p> <p>※短期入所事業については，保護者の病気等の緊急時にも対応できるものとする。</p>	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	総コマ数	7,934	5,333	2,581	15,848
理学療法	作業療法	言語聴覚療法	総コマ数							
7,934	5,333	2,581	15,848							

② 入所児，利用者及びサービス一般に関すること

- ア．現施設の入所児及び外来患者で，継続して入所・通院等を希望する利用者については，新施設において引き継ぐこと。
- イ．現施設が現利用者又は利用者の保護者との間で締結している利用契約及び利用者に提示する重要事項説明書については，原則として，新施設が引き継ぐこと。

③ 地域支援に関すること

- ア．在宅障害児のための療育支援サービスを充実させること。
- イ．県内唯一の肢体不自由児施設として，県内の関係医療機関や福祉施設等との連携に努め，また，専門的技術を高めることにより，これらの施設等の人材育成・技術について指導的役割を果たすこと。

④ 職員に関すること

- ア．職員は基本的に事業者が確保し，児童福祉法等の関係法令等の規定に基づき，適正に職員を配置すること。
- イ．医師，看護師，その他児童福祉施設最低基準に規定する必須職員については，できるだけ経験豊富な職員を配置すること。特に，施設長は，肢体不自由児，重症心身障害児の診療に経験豊富な者とする。
- ウ．現施設に勤務している職員（非常勤嘱託職員，臨時職員を含む。）のうち，引き続き新施設で勤務を希望する者の雇用に努めること。なお，雇用に当たっては，事業者の雇用条件によるものとする。
- エ．業務の引継ぎを円滑に行うため，新施設に勤務する職員に対し，現施設において一定期間の研修を行うこと。なお，具体的な引継方法等については，別途県と協議を行うものとする。また，引継に要する経費（引継期間の人件費等）については，事業者が負担すること。

⑤ その他

- ア．その他必要な事項については，県と協議すること。

3 建設予定地

- (1) 所在地 水戸市元吉田町字一里塚東1872番地（旧水戸産業技術専門学院跡地）
水戸駅から約4.1km，茨城県庁から約3km ※別図のとおり。
- (2) 面積等 16,855.00㎡ （地目：学校用地）

(3) 本件土地に関する制限等

項目	内容等	
都市計画法関係	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率/容積率	60%/200%
その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市景観計画区域内行為（大規模建築物等の新築の場合）の届出が必要です。 ・水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例（都市計画法第34条第11号）に基づく申請が必要です。 	

(4) 本件土地に関する土地、道路要件、供給処理施設等の概要

項目	内容等	
土地の形状等	形状・傾斜	形状はほぼ台形
道路要件等	建築基準法の道路	建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路（幅員4m以上） 同条第2項の道路（幅員4m未満）
	接面道路の幅員、構造等	建築基準法42条1項道路（幅員4m以上） ・南西側 幅員7mの市道吉田77号線 ・南東側 幅員7mの市道吉田78号線 建築基準法42条2項道路（幅員4m未満） ・北西側 幅員2.7mの市道吉田74号線 ・北東側 幅員2.7mの市道吉田75号線 以上の市道に等高で接面しています。
供給処理施設の概要	電気	供給可能 （事業所名）東京電力㈱カスタマセンター 電話 0120-995-332
	上水道	供給可能 （事業所名）水戸市役所水道部 電話 029-224-1111（代）
	下水道	供給可能 （事業所名）水戸市役所下水道管理課 電話 029-224-1111（代）
	都市ガス	供給可能 （事業所名）東部ガス㈱茨城支社 電話 029-231-2241

参考事項	<p>【土地に関する制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市景観計画に基づく届出対象となる建築物（高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの）や工作物等を新築する場合、水戸市役所都市計画課（029-224-1111(代)）との協議が必要になります。 ・水戸市市街化調整区域に係る開発行爲の許可基準に関する条例（都市計画法第34条第11号）に基づき、建築物が建築できる区域に指定され、建築物の用途が定められているので、申請の前に水戸市役所建築指導課開発指導室（029-224-1111(代)）との協議が必要になります。 ・敷地北西側で幅員2.7mの市道吉田74号線に、敷地北東側で幅員2.7mの市道吉田75号線に等高で接面していますが、市道の幅員が4mのため、その中心線からの水平距離2mの線をその道路の境界線とみなすため、セットバックが必要になります。 <p>【供給施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道は、市道吉田75号線に100mm本管及び50mmの引き込み管があります。なお、50mmの他、20mmの権利が残っています。権利について、使用者の変更は届出不要ですが、所有者の変更は必要になります。 ・下水道は、すべての市道に200～250mm本管があります。なお、下水道受益者負担金（金額：5,393,600円）の納入の必要があります。 ・雨水は、市道吉田74号線及び75号線に300mm以上の本管があります。なお、敷地面積が1,000㎡以上のため放流量を調整する必要がありますので水戸市役所河川都市排水課（029-224-1111(代)）との協議が必要になります。 ・都市ガスの利用について、当該敷地へのガス管の引き込みは現在ありませんが、隣接している県立水戸養護学校敷地内に設置されているガスガバナ（制圧器）より、市道に100mmの低圧管の末端が埋設されていますので、当該敷地への引き込みは可能です。なお、敷地南東側の市道には中圧（輸送管）が埋設されています。 <p>【敷地の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に東京電力株式会社所有の電柱1本、支線1条が、NTT-東日本所有の電柱5本、支線1条が設置されています。 ・敷地北東側の一角に、一里塚下東町内会が利用しているごみ集積所があります。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、現状有姿による売払いです。

4 土地の売却について

建設予定地は県から売却します。売却価格の最低限度額（予定価格）は次のとおりです。

（予定価格）230,000,000円

5 応募者の資格

茨城県内に所在し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業として入所施設を平成 22 年 4 月 1 日現在で 3 年以上設置運営している社会福祉法人であり、次のいずれにも該当しない者とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 県税を滞納している者
- ③ 民事再生法等による手続きを行っている者
- ④ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

6 県の支援等

新施設の整備運営に当たり、県は以下の支援等（国庫補助を除き肢体不自由児施設部分を対象とする。）を行うこととします。ただし、茨城県議会の議決を要するものは、当該議決を前提とします。

なお、県からの支援内容については、応募者が補助金額、委託事業の実施内容、必要額等を事業計画に含め提案し、その内容を審査の対象とします。具体的な支援内容については、県が事業者と協議を行い、県議会の議決等を経たうえで決定します。

(1) 新施設整備の初期投資に対する一部補助

① 国庫補助（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金）

肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の整備費の一部

※国基準額がありますので、県障害福祉課にご確認下さい。

② 県単補助

肢体不自由児施設整備費の 1 / 2 相当 10 億円を限度

【補助算定式】

$(\text{肢体不自由児施設整備費} - \text{国庫補助}(\text{肢体不自由児施設分} = (\text{肢体不自由児施設入所定員} / \text{新施設入所総定員})) \times 1 / 2$

(2) 県の委託事業

県は、施設機能の充実を図るため、次の事業を事業者へ委託する予定です。

（委託事業の内容の詳細及び委託料については、県が新施設の運営開始に合わせて決定することとします。）

① 地域支援等事業

ア. 在宅障害児の地域支援に係る事業（福祉施設、医療機関、学校等への専門的・技術的支援等）

イ. 発達障害児に対する診断等の医療的支援事業（診断、機能訓練等）

ウ. 茨城県地域リハビリテーション総合支援事業実施要項第 2 条第 1 項第 5 号による小児リハ推進支援センターとしての事業（同要項第 7 条に規定する小児リハ関係機関による連絡協議会の設置・運営、リハビリネットワークとの連携推進、小児リハ実施機

関等の従事者に対する研修会の開催等の事業)

②その他

新施設への移行のため必要な支援は、別途協議に応じます。

(3) 県職員の派遣

利用者への処遇の継続性を確保する観点から、現施設に勤務している医師等の職員の派遣について事業計画に含め提案してください。(派遣は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき行うものとし、給与は派遣先である社会福祉法人の負担となります。給与の額は派遣職員が県において支給することとされている給与を下回らないよう配慮するものとし、その額は県と協議のうえ定めるものとします。)

7 県の関与等

(1) 新施設の設計等の協議

施設整備・機能の両面において充実した施設とするため、事業者と県で十分協議し、設計を行うこととします。

(2) 国庫補助申請

事業予定者決定後、施設整備について国庫補助を受けるための手続等を行います。

(3) 現施設の業務引継ぎ

現施設からの円滑な業務引継ぎを行うため、事業者と県で協議を行います。なお、現施設の業務の引継ぎに関する事項について、別途協定書等の締結を予定しています。

(4) 施設整備後の関与

肢体不自由児を対象とする県内唯一の施設として、機能の充実を図る必要があることから、事業者においては、施設の運営状況の把握や運営方針の決定等に関わる組織に県の関係職員を参画させていただきます。

8 事業予定者の選定

(1) 事業予定者の選定方法

事業予定者は、事業者選定委員会の審査に基づき選定します。

審査方法は、応募者から提出された書類及びプレゼンテーション等を予定しています。

(日程、方法等については別途通知します。)

なお、審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。

(2) 選定結果等の通知

審査及び選定の結果は、全ての応募者に対して、平成23年3月中に文書で通知します。

(3) 事業予定者の公表

応募の概況、事業予定者及びその提案内容の概要については、公表します。事業予定者

以外の応募申込者名、応募内容等については、公表しません。

9 土地譲渡契約の方法及び条件

(1) 土地譲渡契約の締結

ア. 事業予定者決定後に県との間で土地譲渡協定書を締結します。

イ. 平成23年度国庫補助内示後に、県との間で土地譲渡契約を締結します。なお、契約に要する費用は、事業予定者である譲受人の負担とします。

(2) 本件土地の引渡し

県は、譲渡代金の納入を確認した後、本件土地を引き渡します。引渡し時期の詳細については、土地譲渡契約締結時に県と譲受人とで協議することとします。

(3) 所有権移転登記

所有権移転の登記は県が行いますが、登録免許税等の登記に要する費用は、譲受人の負担となります。

10 本件土地利用上の条件等

(1) 指定期日

譲受人は、本件土地の引渡しの日から2年以内に、指定用途（様式2号の整備運営計画書に記載された利用用途をいう。以下同じ。）に供しなければなりません。

(2) 指定用途

譲受人は、県の書面による承認のある場合を除き、本件土地を指定用途以外の目的に使用することはできないものとします。

11 応募の手続等

(1) 提出書類

応募に係る書類等は次のとおりです。A4版ファイルにとじ込み、表紙、インデックスタブを付けて提出してください。なお、書式を指定しているもの以外は任意の書式とします。

提出書類	内容等（様式）
①応募申込書	こども福祉医療センター新施設整備事業者応募申込書（様式1）
②新施設の整備運営計画書	次の図面（A4判又はA3判）を添付すること。（様式2） ①土地利用計画図 ②施設建設計画図（各階平面図及び立面図）
③新施設の整備運営に関する方針等	新施設の整備運営、利用者のサービス維持・向上、職員配置、県からの支援、円滑な引継ぎ等に関して方針（考え方）を記載すること。（様式3）
④収支計画書	新施設（希望する県からの支援（補助金等）を含んだもの。）の収支計画が分かるもの。※作成期間は、20年としてください。（様式は任意）

⑤借入金償還計画表	(様式4)
⑥法人の概要	①社会福祉法人の概要(様式5) ②定款, 寄付行為その他これらに準ずる書面 ③登記事項証明書(3ヶ月以内に取得したもの。) ④直近3年間の決算書類(貸借対照表, 損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面) ⑤直近3年間に指導監査で指導された事項とその改善状況 ⑥前年度の事業報告書, その他団体の業務内容を明らかにする書面 ⑦役員の名簿及び履歴書 ⑧県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する書面(茨城県に納税義務がある者に限る。)
⑦その他	知事が特に必要と認める書類

(2) 提出書類を記載する際の留意事項

- ・ 様式内に記入しきれない場合は, 拡張して差し支えありません。
- ・ 補足資料が必要な場合は, 必要最小限に限り添付して差し支えありません。
- ・ 取り組み等を記載するに当たっては, 特色や現施設の改善点等について, 考え方・事業効果・実施方法を具体的に記載して下さい。
- ・ 特色ある取り組みを提案しても, 実現不可能な特殊なもの, 具体的な例示や実施方法が不明な場合等については評価しない場合があります。また, いずれの事項についても, 記載がないものは加点されません。

(3) 提出部数

正本1部, 副本15部

(4) 応募に当たっての留意事項

- ・ 提出された書類は, 原則として締切日以降は差し替えを認めません。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 応募書提出後に辞退する場合は, 辞退届(任意様式)を提出して下さい。
- ・ 応募に必要な費用に関しては, すべて応募者の負担となります。
- ・ 事業者選定の審査や決定結果に対する異議には応じられません。
- ・ 提出された応募書類等は, 情報公開の請求により開示する場合がありますのでご承知のうえ応募して下さい。

(5) 事業者公募要項の配布

次により、公募要項を配布します。

配布期間	配布場所
平成23年2月24日(木)から 3月23日(水)まで 平日9:30から16:00まで 土、日曜日、祝日は除く。 郵送はいたしません	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 13階 保健福祉部障害福祉課 企画担当 電話029-301-3357

公募要項は、茨城県障害福祉課のホームページでも閲覧、ダウンロードできます。

→<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm>

(6) 現地説明会

- ① 開催日時 平成23年3月4日(金) 13:30から
- ② 集合場所 茨城県立こども福祉医療センター大会議室(3階)
- ③ 内容 公募要項の説明、茨城県立こども福祉医療センター視察、質疑応答
- ④ 申込方法 参加を希望する方は、平成23年3月3日(木)午後2時必着で現地説明会申込書(様式6)により申し込んで下さい。(FAX等(電話にて到着を確認すること。))
- ⑤ 申込先 茨城県保健福祉部障害福祉課(県庁舎13階)
茨城県水戸市笠原町978番6 FAX:029(301)3370

(7) 申込書類の提出期間

応募書類は持参とします。(来訪時間を予め連絡して下さい。)

提出期間	提出場所
平成23年3月7日(月)から 3月23日(水)まで 平日9:30から16:00まで 土、日曜日、祝日は除く。	茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 13階 保健福祉部障害福祉課 企画担当 電話029-301-3357

こども福祉医療センター新施設 建設予定地位置図



元吉田町

水戸市元吉田町字一里塚東1872番地
(旧水戸産業技術専門学院跡地)

県立こども福祉医療センター

県立水戸
産業学校

吉沢町

